

(常時使用する労働者が三〇人未満の事業所では、⑥の記載は必要がない)

- 労働者名簿はパートや外国人労働者も必要で、保存の年限は、労働者の死亡、退職または解雇の日から三年間となっています。

- 社員名簿や職務経歴書と兼ねて作ると便利です。

社の「個人別人事記録パック」などがあります。

○給料の台帳を作成し、毎月の給与額、賞与、源泉徴収税額、社会保険料などを記載します。(賃金台帳を、税務上は源泉徴収簿といいます)

または健康保険組合が窓口となります。

A4 Q4 必要な税務手続きは?

源泉徴収簿の作成
扶養控除の申告書の提出と

A5 Q5 必要な保険の手続きは?

加入します。届け出る官庁などが異なるので、注意が必要です。

①手続が必要なもの
②厚生年金保険 健康保険と同様に運営する政府管掌健康保険と、民間の組合管掌健康保険があり、どちらかに加入し、社会保険事務所

③雇用保険 六五歳未満の社員を採用した場合に加入手続きをし、窓口はハローワーク(公共職業安定所)。

④介護保険 年齢に応じて自動的に処理されます。

⑤労災保険 賃金支払いの対象となると適用され、入社と共に自動的に加入になります。

労働者名簿		
フリガナ	アオキカズオ	性別
氏名	青木一雄	男
生年月日	昭和〇〇年4月18日	
現住所	東京都千代田区神田駿河台4-1	
雇入年月日	平成〇〇年4月1日	
業務の種類	経理事務	
履歴	平成〇〇年3月 太平大学経済学部経営学科卒業	
解雇・退職または死亡	年月日 事由	
備考		

